



三重県公報

令和4年9月16日 (金)

第 346 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
576	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
577	同伴	(同)	2
578	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	3
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 手 支 援 課)	3
	土地改良区清算人の就任の届出	(農 地 調 整 課)	3
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更を行った旨	(獣 害 対 策 課)	3
	鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案	(同)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	5
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建 築 開 発 課)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム)	5
	落札者を決定した旨	(デ ジ タ ル 改 革 推 進 課)	8
お 知 ら せ			
	一般競争入札を取り止めた旨	(宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム)	9

告 示

三重県告示第 576 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津城山
津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 9 月 16 日から同年 10 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 577 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ伊賀新堂店
伊賀市新堂字中出 214 番地 1 ほか 10 筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗駐車場の利用が満車時において、その影響で隣接の国道・市道の交通に渋滞や停滞が発生しないよう、駐車場内の誘導等の対策を講じること。
当該店舗建設に伴い、隣接の国道（県管理）・市道（市管理）の敷地上に何らかの交通安全対策を行う構造物等の設置を行いたい場合は、それぞれの道路管理者に事前協議の上、道路法第 24 条（加工）ないし、第 32 条（占用）の申請許可手続きを行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
室外機等の整備不良が原因となる騒音に関する苦情が稀にあるため、機器類は定期的に点検を実施する等、配慮を行うこと。
 - (3) その他の事項
宅内排水設備手続きを工事着手（建物）の 2 週間前までに終わらせること。
建築確認申請までに「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」（平成 29 年伊賀市条例第 23 号）の手続きを行うこと。
「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）の届出を着手日の 30 日前までに行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 9 月 16 日から同年 10 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 578 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三十三銀行	菰野中央支店	三重郡菰野町大字菰野字菰野 1363 番地の 3	三重郡菰野町大字菰野 1090 番地（菰野支店内）	令和 4 年 10 月 11 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 4 年 9 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所の所在する市町村名	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
一般社団法人 ファーム徳田		鈴鹿市	鈴鹿市徳田町戸関 1270-1 ほか 1,035 筆
矢野 隆司		三重郡朝日町	三重郡朝日町柿南柿新田 1625-1 ほか 5 筆
農事組合法人 匠ファーマーズ三重朝日		三重郡朝日町	三重郡朝日町柿外戸 304 ほか 4 筆
佐藤 賢二		三重郡朝日町	三重郡朝日町小向長須賀 2065-1 ほか 11 筆
水谷 充伸		三重郡朝日町	三重郡朝日町柿巳丑起 236-2 ほか 14 筆
後藤 菊夫		三重郡朝日町	三重郡朝日町小向長須賀 2062-1 ほか 7 筆
有限会社 喜多村アグリ		松阪市	松阪市松名瀬町松世崎 1194-1 ほか 6 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 9 月 16 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項の規定において準用する第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和 4 年 9 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

垂水土地改良区（津市藤方 1491-2）

就任清算人

津市垂水 1080

〃 〃 1097

〃 〃 847

〃 〃 1026-1

〃 〃 999-2

〃 〃 1007-1

〃 〃 857

〃 〃 666

浅田 康 功

田 中 正 義

市 川 静 男

下 井 弘

河 辺 政 本

坂 口 清

田 中 秀 和

奥 田 義 徳

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 3 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出を受理しましたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告しま

す。

令和4年9月16日

三重県知事 一見勝之

- 1 変更届出受理年月日
令和4年8月30日
- 2 変更内容
代表者の変更
- 3 変更の届出に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋1丁目104番地
 - (3) 代表者の氏名
中垣 和穂

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により次の鳥獣保護区を指定するため、同条第4項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針案を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第28条第5項の規定に基づき、鳥獣保護区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人で、指針案について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる指針案の名称 3 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」を記載した意見書を三重県知事に提出することができます。

令和4年9月16日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 鳥獣保護区の名称
松阪市中部台鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
松阪市田村町地内、国道166号線と県道松阪嬉野線の交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み県道小片野駅部田線との交点に至り、同所より県道小片野駅部田線を南西に進み同県道の終点（56年度開設工事終点）に至り、同所から275kV送電線（設備名称：伊勢南勢線）46号鉄塔へ至る管理歩道を南西に進み同鉄塔に至り、同所から同送電線を南西に進み谷地形に至り、同所から同地形を北西に進み桂瀬川源流に至り、同所から同河川を北西に進み農道桂瀬5号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道寺井1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み国道166号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一円の区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針案
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地
 - (2) 指定目的
当該地区は中部台運動公園を中心に里山二次林が点在し、鳥獣の生息地となっている。また日本オリエンテーリング協会のパーマナントコースNo. 772にも指定されているため、鳥獣保護区に指定し、鳥獣保護の普及啓発に資するものとする。

第2 縦覧の場所、及び期間

- 1 縦覧場所
三重県農林水産部獣害対策課
松阪農林事務所森林・林業室
- 2 縦覧期間及び時間
令和4年9月16日（金）から同月29日（木）まで

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

第3 意見書の提出期限及び提出先

1 提出期限

令和4年9月29日（木）まで

なお、郵送による場合は、令和4年9月29日（木）までの消印のあるもの限り受け付けます。

2 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部獣害対策課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和4年9月16日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和4年8月26日から同年10月22日まで

3 作業地域

度会郡度会町麻加江

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年9月16日

三重県知事 一見勝之

1 免許の取消しをした年月日

令和4年9月5日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

伊藤 寛隆

二級建築士

三重県知事登録第8580号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第2号による届出があったため

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年9月16日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

令和4年度下半期新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等への食料品支援セットの購入【単価契約】

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

納品場所は三重県内で受注者が用意するものとし、三重県が別途契約する配送業者が受け取り可能（4 トントラックへの積み込みが可能であること）な場所とすること（自社の店舗または物流センターでも可能）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年9月26日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班 担当 服部

電話 059-224-2254 ファクシミリ 059-224-2275

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム自宅療養班 担当 松井

電話 059-224-3408 ファクシミリ 059-224-3001

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年10月7日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年9月28日（水）までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年9月28日（水）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年10月7日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年10月7日（金）15時

なお、入札書は令和4年9月28日（水）から同年10月7日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班

案件名 令和4年度下半期新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等への食料品支援セットの購入【単価契約】

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年10月7日（金）15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札価格は、それぞれの品目当たりの単価（税抜き、梱包費等必要経費含む）に品目ごとの予定数量を乗じた金額を合算した金額とします。ただし、免税事業者の入札価格は、それぞれの品目当たりの単価に108分の100を掛けた相当額（消費税及び地方消費税抜き）に品目ごとに予定数量を乗じた金額を合算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Unit-price contract for purchase of food for COVID-19 patients with mild/no symptoms recuperating at home
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, October 7, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, September 28, 2022 and 3:00 P.M. on Friday, October 7, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Friday, October 7, 2022.
- (4) Managing Authority :
At-Home and Facility Based Recuperation Project Team, Department of Medical Health, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3408

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年9月16日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 特定役務の名称 | 令和4年度個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務委託 |
| 2 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課 |
| 3 落 札 者 決 定 日 | 令和4年7月15日 |
| 4 落 札 者 | 三重県津市羽所町700番地アスト津8階 |

	ミツイワ株式会社サービスエンジニアリング本部 三重フィールドサービス部 部長 江口 淳一
5 落札金額	入札価格 44,527,600 円 契約金額 48,980,360 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年5月31日

お 知 ら せ

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により令和4年8月2日付け三重県公報第333号に登載しました、令和4年度下半期新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等への食料品支援セットの購入【単価契約】に係る一般競争入札については、仕様書を見直す必要があることから、令和4年8月31日に入札を取り止めました。

令和4年9月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
